第十四・四十九条　暫定措置及び予防措置

1　各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令（知的財産権の急迫した侵害を防止すること、知的財産権の申し立てられた侵害の継続を暫定的に禁止し、及び自国の法令で定める場合において適当なときは反復する罰金の支払の対象とすること又は権利者に対する補償の確保を意図した保証金の提供を知的財産権の申し立てられた侵害の継続の条件とすることを意図するもの）を発することができることを確保する。中間的な差止命令については、関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対しても、適当な場合には同一の条件に基づいて発することができる。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

2　中間的な差止命令は、知的財産権の侵害の疑いのある物品の流通経路への流入又は流通経路内での移動を防止することを目的として、当該物品の差押え又は引渡しを命ずるためであっても発することができる。

3　各締約国は、商業的規模で行われた申し立てられた侵害の場合において、申立人が損害の回復を損なうおそれのある状況を立証したときは、自国の司法当局が侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）を命ずることができることを確保する。

第十四・五十条　是正措置

1　各締約国は、自国の司法当局が、侵害を理由として権利者に支払われるべき損害賠償に影響を及ぼすことなく、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少なくとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄する（例外的な場合を除く。）ことを命ずることができることを確保する。当該司法当局は、適当な場合には、当該物品の生産又は製造において主として使用される材料及び道具を廃棄することも命ずることができるものとする。

2　各締約国の司法当局は、特別の理由がない限り、1に定める是正措置が侵害者の費用負担によって実施されることを命ずる権限を有する。

第十四・五十一条　差止命令

各締約国は、司法上の決定が知的財産権の侵害を認定する場合には、自国の司法当局が、侵害者及び適当なときは関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対し、その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することができることを確保する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

第十四・五十二条　損害賠償

1　各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、知的財産権を侵害する活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、侵害の結果として権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2　各締約国の司法当局は、知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益を含めることができる。）を考慮することができる。

3　締約国は、自国の法令において1に規定する損害賠償の額を決定するための推定（注）について定めることができる。

注　この推定には、損害賠償の額が次のいずれかの額であるとの推定を含めることができる。

(a)　少なくとも、権利者がその知的財産権の行使により受け取る権利を有したであろう額（合理的な使用料を含めることができる。）であって、その知的財産の許諾を得ない使用について権利者に補償するためのもの

(b)　侵害行為により侵害者が得た利益の額

(c)　権利者の知的財産権を侵害する物品（実際に第三者に譲渡された物品に限る。）の数量に侵害行為がなかったならば権利者が販売していたであろう物品の単位数量当たりの利益の額を乗じた額

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。

第十四・五十四条　著作者又は所有者の推定

1　各締約国は、文学的又は美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者本人と認められ、その結果、権利の侵害について訴えを提起することを認められるためには、当該著作者の名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りることを確保する。

2　締約国は、著作権に関連する権利の権利者について、その保護された対象に関し1の規定を準用することができる。

第十四・五十五条　司法手続の利用の機会

両締約国は、権利者が司法手続の利用の機会を有することを確保することの重要性を認識するものとし、また、権利者が不当な遅延及び不合理な費用を伴うことなく自己の権利を行使することができるようにするための効果的な司法制度及び代替的な紛争解決の制度を有することを確保する。

第三款　営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

第十四・五十六条　民事上の手続及び救済

1　各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合に当該営業秘密の保有者がその取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定める。

2　各締約国は、自国の法令に従い、自国の司法当局が、関連する民事上の司法手続に関係する当事者、その弁護士その他の者に対し、営業秘密又は営業秘密として申し立てられたもの（十分な理由が付された利害関係者による申立てに応じて自国の司法当局が秘密と認定し（注）、かつ、当該当事者、その弁護士その他の者が当該民事上の司法手続に参加することにより知るに至ったもの）の使用又は開示を行わないよう命ずる権限を有することを定める。

注　締約国は、自国の司法当局が秘密保持命令により営業秘密を秘密と認定することができることを定めることができる。

3　各締約国は、関連する民事上の司法手続において、自国の司法当局が少なくとも次の権限を有することを定める。

(a)　公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示を防止するための差止めによる救済を命ずること。

(b)　公正な商慣習に反する方法により営業秘密を取得し、使用し、又は開示していることを知っていた又は知っているべきであった（注）者が、当該営業秘密の保有者に対し、当該営業秘密のその取得、使用又は開示により被った実際の不利益に相応する損害賠償を支払うよう命ずること。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであった」を「知らないことについて重大な過失があった」と解釈することができる。

(c)　公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示の申立てに関する民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの秘密性を保護するため、特定の措置をとること。当該特定の措置には、自国の法令に従い、特定の文書の全部又は一部へのアクセスを制限すること、審理及びこれに対応する記録又は写しへのアクセスを制限すること並びに営業秘密を含む箇所が削除され、又は編集された秘密を含まない版の司法上の決定を利用可能なものとすることの可能性を含めることができる。

(d)　民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの保護に関し、2に定める司法上の命令に違反した当該司法手続に関係する当事者、その弁護士その他の者に対して制裁を科すこと。

4　締約国は、公正な商慣習に反する行為が、自国の関係法令に従い、不当行為、不法行為若しくは違法行為を明らかにするため又は法令により認められた正当な利益を保護するために行われる場合については、1に規定する民事上の司法手続及び救済を定めることを要求されない。

第十四・五十三条　費用